

<h1>静岡市報</h1>	No. 38
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

規 則

- 静岡市アリーナの誘致の方針の策定に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 静岡市児童手当法施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 静岡市住生活基本計画及び空家等対策計画の改定に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・ 8

告 示

- 静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第7条第2項及び第8条第2項の規定に基づき市長が定める額を定めた告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第15条の規定に基づき市長が定める額を定めた告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

規則

静岡市規則第52号

静岡市アリーナの誘致の方針の策定に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則をここに制定する。

令和4年5月16日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市アリーナの誘致の方針の策定に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）第2条第4項の規定に基づき、アリーナの誘致の方針の策定に係る臨時的事務を処理するための附属機関（以下「附属機関」という。）に関し必要な細目を定めるものとする。

(名称)

第2条 附属機関の名称は、静岡市アリーナ誘致検討委員会とする。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) アリーナの誘致の方針の策定について調査審議すること。
- (2) アリーナの誘致の方針の策定に関し、市長に意見を述べること。

(組織)

第4条 附属機関は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 芸術文化、スポーツ、経済、都市政策及び防災に関し優れた識見を有する者
- (2) 町内会及び自治会の代表者
- (3) 市民

3 市長は、前項第3号に掲げる者を委員に選任するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

第6条 附属機関に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、附属機関の会務を総理し、附属機関を代表する。
- 4 委員長は、附属機関の会議の議長となる。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関の会議は、委員長が招集する。

- 2 附属機関は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 附属機関の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。
- 4 附属機関は、必要があると認めるときは、附属機関の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の失効)

- 2 この規則は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

静岡市規則第53号

静岡市児童手当法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年5月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市児童手当法施行細則の一部を改正する規則

静岡市児童手当法施行細則（平成21年静岡市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第10条の表中「附則第2条第3項」を「附則第2条第4項」に改める。

様式第2号その2中「施設等受給資者用」を「施設等受給資格者用」に改める。

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

静岡市規則第54号

静岡市住生活基本計画及び空家等対策計画の改定に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則をここに制定する。

令和4年6月8日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市住生活基本計画及び空家等対策計画の改定に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）第2条第4項の規定に基づき、静岡市住生活基本計画（以下「住生活基本計画」という。）及び静岡市空家等対策計画（以下「空家等対策計画」という。）の改定に係る臨時的事務を処理するための附属機関（以下「附属機関」という。）に関し必要な細目を定めるものとする。

(名称)

第2条 附属機関の名称は、静岡市住生活基本計画及び空家等対策計画改定委員会とする。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 住生活基本計画及び空家等対策計画の改定について調査審議すること。
- (2) 住生活基本計画及び空家等対策計画の改定に関し、市長に意見を述べること。

(組織)

第4条 附属機関は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 住宅政策に関し優れた識見を有する者
- (2) 市民

3 市長は、前項第2号に掲げる者を委員に選任するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から令和5年5月31日までとする。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 附属機関に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、附属機関の会務を総理し、附属機関を代表する。
- 4 委員長は、附属機関の会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関の会議は、委員長が招集する。

- 2 附属機関は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 附属機関の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。
- 4 附属機関は、必要があると認めるときは、附属機関の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の失効)

- 2 この規則は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。

静岡市規則第55号

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年6月13日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第9条第2号中「又は」を「、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

静岡市告示第417号

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第7条第2項及び第8条第2項の規定に基づき市長が定める額を定めた告示（平成15年静岡市告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和4年6月10日

静岡市長 田 辺 信 宏

本則の表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,941円	12,957円
20歳以上25歳未満	5,436円	12,957円
25歳以上30歳未満	6,049円	13,985円
30歳以上35歳未満	6,272円	16,696円
35歳以上40歳未満	6,693円	19,689円
40歳以上45歳未満	7,049円	21,505円
45歳以上50歳未満	7,096円	22,898円
50歳以上55歳未満	6,994円	25,189円
55歳以上60歳未満	6,570円	25,319円
60歳以上65歳未満	5,473円	21,022円
65歳以上70歳未満	3,940円	16,117円
70歳以上	3,940円	12,957円

附 則

(施行期日等)

- この告示は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
(経過措置)
- この告示による改正後の静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第7条第2項及び第8条第2項の規定に基づき市長が定める額を定めた告示の規定は、この告示の適用の日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる

補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

静岡市告示第418号

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第15条の規定に基づき市長が定める額を定めた告示（平成15年静岡市告示第3号）の一部を次のように改正する。

令和4年6月10日

静岡市長 田 辺 信 宏

本則の表常時介護を要する状態の項中「73,090円」を「75,290円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「36,500円」を「37,600円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この告示は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第15条の規定に基づき市長が定める額を定めた告示の規定は、この告示の適用の日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。